

『相続における家族信託の活用』

『家族信託』を知って『安心』を手に入れる



老後の財産管理や相続というテーマにおいて
一般論ではなく、自分自身の問題点や
やるべきことが明確になる
実践・参加形式のセミナーです！

※資産状況の開示は必要ありません。個別相談は別途予約が必要です

■新しい財産管理手法「家族信託」とは？

- ◆認知症になると全ての財産は凍結！（動かせない）
- ◆信頼できる家族に託す、家族信託の仕組み
- ◆成年後見制度ではできない財産管理
- ◆遺言ではできない承継が可能に
- ◆家族信託で何ができるのか（事例）

家族信託組成コンサルタント
家族信託普及協会所属
家族信託専門士が語る



講師：
氏原明廣会計事務所
【資格】家族信託専門士
公認会計士
税理士・特定行政書士
宅地建物取引士

■親子とプロで始める財産管理・相続対策

- ◆家族信託は親子の信頼関係が必要
- ◆話をしない親子→世代の違いによる認識の差
- ◆相続対策は誰のため？何のため？
- ◆相続対策はいつから何を始めるの？
- ◆対策によって親・子・〇〇家の安心を手に入れる
- ◆親・子でご参加されるのがベストです「事業承継」

『親子で相続を考えるセミナー・事前対策編』

2017年 参加費：無料

9月27日（水曜日）要予約

13:20～16:50

※受付開始 13:00～

定員 40人

会場 かるぽーと 9階中央公民館 特別学習室



お問合せ申し込み 一般社団法人家族信託普及協会会員 家族信託専門士
〒780-0833 高知市南はりまや町1丁目10番7号 主催 高知相続遺言相談センター

電話 088-884-0033

FAX 088-883-0022

携帯 090-4333-0071

『前半：家族信託の基礎編・後半は実例応用編』

「あなたはご存知ですか？」

- 親の判断能力が低下すると定期預金を簡単には解約できない
- 親の判断能力が低下すると不動産を簡単には売れない
- 成年後見制度では自宅の売却は裁判所の許可がいる
- 遺言書では自分の後の承継先しか指定できない
- (相続対策等)結局何もしない家族がほとんどという現実

家族信託の徹底理解
一般向け
(不動産・建設・保
険・税理士も可)

その上で

やってみよう 「もしも親が・・・」

「親に万が一のとき(相続)あなたが困ることは何ですか？」

「親の体力や判断能力が低下したときあなたが困ることは何ですか？」

ご質問事項	○×
遺産の分割方法が自分たちでは決められない(共有不動産になる)	
相続税の納税資金が現金では足りない(現金がなくなる)	
介護費用等の準備が不明で不安がある	
換金できない(売れない)不動産が残る (田舎空家・別荘・崖地・再建築不可・古い歯抜けのアパート)	
固定資産税等の支払いの割に収益の低い不動産がある	
管理や交渉が大変な不動産(底地・借地等)がある	
重要書類(権利証・保険証券・通帳等)の所在が分からない	
財産や不動産の状況が分からない	
兄弟誰も責任感と行動力がない	
高齢の親がいるのに認知症・介護・相続のことを親と話をしたことがない	

○が1個でもある方は

親子で相続を考えるセミナーにご参加を！！

セミナー参加者にはアンケートを提出の方に『家族信託Q&A』プレゼント

お申込：FAX088-883-0022又は電話 088-8820640

Email: uiihara@kaqoya.net

申し込みます

住所

参加者

氏名

参加者

TEL

Email